

## 重要なお知らせ

入札参加有資格者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

業務委託契約における「最低制限価格」及び「調査基準価格」に  
おける算定方法の変更について【お知らせ】

令和5年4月1日以降開札分から、最低制限価格及び調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）における算定方法について、次のように変更させていただきましたので、十分にご留意ください。

- 物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているものの最低制限価格等について

改正前
予定価格に 10 分の <u>6.6</u> を 乗じて得た額とする



改正後
予定価格に 10 分の <u>7.5</u> を 乗じて得た額とする

### 【関係規程】

- (1) 業務委託契約に係る最低制限価格設定基準
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領